

出生 ～ 乳幼児期

小学校

中学校

高等学校等

子どもたちへの支援策の抜本強化！

就学前教育の充実

子育て力向上への支援 保育料の軽減・無料化

加配保育士の配置拡充等 保育サービスの充実

保護者の子育て力の向上

妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援

子育て世代包括支援センターの設置推進

保健師・ソーシャルワーカー等

産前・産後
ケア

乳児家庭
全戸訪問

妊婦健診
乳幼児健診

リスクアセスメント

地域の見守り体制

児童
相談所

児童虐待
担当課

母子保健
担当課

主任児童委員等

コーディネーターの配置等

要保護児童対策地域協議会

学校をプラットフォームとした支援策の充実・強化

知 学びの場づくり＝放課後等における学習の場の充実

- 放課後等における学習支援の充実(学習支援員の配置拡充)
- 放課後子ども総合プランの推進(放課後子ども教室・児童クラブの設置拡充・利用料減免等への支援)
- 特に厳しい環境にある子どもたちの学びの場と居場所づくり

徳 見守り体制の充実＝地域で子どもたちを見守る体制づくりと専門機関等との連携強化

- 学校支援地域本部の活動への支援
- スクールカウンセラー・ソーシャルワーカーの活用

子どもの貧困

連鎖を断つ！

大人の貧困

住まいへの支援

- 生活困窮者への住居確保給付金
- ひとり親家庭等の県住入居の優遇措置

就労への支援

- ファミリー・サポート・センター事業の普及推進
- ひとり親等の資格取得・就労支援策の充実・強化
- 生活困窮者等の就労訓練事業所の確保と就労支援

生活への支援

- 児童扶養手当の拡充
- 各種貸付制度の充実(母子父子寡婦福祉資金等)
- 教育費の確保と負担軽減
- 生活扶助費・生活困窮者の家計相談支援

いじめ防止対策

教育相談支援体制の抜本強化

- 心の教育センターの体制強化(専門職配置によるワンストップ・トータルの支援体制づくり)

体

健康的な体づくり＝早期からの健康的な生活習慣づくり

- 「よさこい健康プラン21」の推進、健康教育副読本等の活用

非行防止対策

予防対策

- 学校・警察連絡制度の効果的な活用
- 民生児童委員等による見守り活動の実施

入口対策

- 万引き・深夜徘徊防止に向けた一斉運動
- 効果的な普及啓発事業の実施

立直り対策

- 若者サポートステーションによる就学・就労支援
- 見守り雇用主制度による就労支援

進学・就労等に向けた支援

- 若者の学びなおしと自立支援
- 児童養護施設等の自立相談支援体制の強化

地域との連携協働

学校支援地域本部

学校支援ボランティア
(地域住民等の参画)

支援依頼

支援活動

学校

児童虐待防止対策の推進(子どもたちの命の安全・安心の確保)

児童相談所の取り組みのさらなる充実・強化

要保護児童対策地域協議会等の機能強化

地域における見守り活動の充実・強化

保護者等への支援策の抜本強化！

子どもたちへの支援策の抜本強化

(1)高知家の子どもの貧困対策推進計画の推進

- 子どもたちの環境改善を図るための基礎資料とするための実態調査を実施します。
- 子どもたちの貧困対策活動において、中心的な役割を担うコーディネーターの養成研修を実施します。

H28の
ポイント

(2)児童養護施設等における自立相談支援体制の強化

- 入所児童に対する進学や就職等の自立に向けた相談支援を行う職員の加配措置を支援します
- 児童養護施設の退所後に就業または進学する子どもたちを支援します。

H28の
ポイント

(3)生活困窮家庭の子どもたちの学びの場と居場所づくり

- 放課後学習教室を実施します。
・自学、自習のできる児童等を育成するとともに高校受験に備えます。
- 夏休み等の学校休暇期間中における子どもの居場所づくりを兼ねた学習支援事業を実施します。



H28の
ポイント

「教育大綱」に基づき

学校をプラットフォームとした支援策の充実・強化

(1)就学前の支援の充実

- スクールソーシャルワーカーを活用し、5歳児を中心に小学校入学までの切れ目ない支援を実施します。

(2)放課後等における学習の場の充実

- 小・中学校における放課後の補充学習の充実・強化を支援します。
- 小学校における放課後子ども教室や放課後児童クラブでの学習支援活動等に対する支援を充実します。

H28の
ポイント

(3)地域全体で子どもを見守る体制づくり

- 学校支援地域本部の設置を促進し、家庭と地域と学校が一体となって子どもたちを見守り育てる活動を支援します。

(4)専門人材、専門機関等との連携強化

- スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充により、子どもたちや保護者等がいつでも気軽に相談できる体制を構築し、課題への多様な支援の充実を図ります。
- 「心の教育センター」の相談体制を強化し、ワンストップ＆トータルな教育相談支援体制を構築します。

高知家の子ども見守りプランの推進

○予防対策：民生児童委員等による地域の見守り活動

- ・各小学校で行われる就学時の健康診断時等で、保護者に民生・児童委員及び主任児童委員を紹介し、その後の地域での見守り活動や非行の芽の早期発見につなげます。

○入口対策：万引き・深夜徘徊防止に向けた一声運動

- ・万引き及び深夜徘徊防止のための一声運動の参加店舗を他業種へ拡大します。
- ・各市町村の少年補導育成センターと連携して一声運動の定着と普及を図ります。



○立直り対策：見守り雇用主による非行少年の就労支援等

- ・中途退学者等の「見守りしごと体験講習」の利用を促進します。
- ・生活困窮家庭等で非行歴や非行傾向のある子どもたちへの支援を拡充します。

保護者等への支援策の抜本強化

(1)妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援

- 保健・福祉・地域住民等が連携した地域での見守り体制の整備に取り組む市町村を支援します。
・子育て世代包括支援センターの設置を支援します。
・児童虐待防止対策コーディネーターを配置します。

H28の
ポイント

(2)ひとり親家庭の保護者などへの就労支援の取り組みの強化

- 高等職業訓練受講時の給付金等の支給を拡充します。
- 高等職業訓練促進給付金を利用する保護者に、入学準備金・就職準備金の貸付による支援を通じて資格取得を支援します。
- 高等学校卒業程度の認定試験合格に向けた支援を行います。

H28の
ポイント

(3)生活困窮者の自立支援策の充実・強化

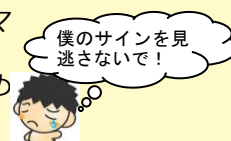
- 直ちに就労することが困難な生活困窮者の就労を支援します。
・認定就労訓練事業所をサポートする育成員を配置し、認定事業所の開拓・育成や対象者への直接支援を通じて就労を促進します。

H28の
ポイント

子どもたちの命の安全・安心の確保

児童相談所の取り組みのさらなる充実・強化

- 相談支援体制を抜本強化します。
・管理職員の体制強化による組織マネジメント力を抜本強化します。
- ・急増する虐待通告に対応するため職員体制を拡充・強化します。



要保護児童対策地域協議会等の機能強化

(1)各市町村(要保護児童対策地域協議会等)への積極的な支援

- 市町村管理ケースの援助方針等へ個別の助言を強化します。
- 児童福祉司任用資格取得講習会や職員研修を実施します。

H28の
ポイント

(2)高知市(要保護児童対策地域協議会等)への重点支援

- 実務者会議(ブロック別)の運営・定着に向けた支援を行います。
- 市町村支援専門監等がケース管理全般への支援を行います。



子どもの相談(虐待・不登校・非行相談など):

県中央児童相談所 ☎088-866-6791
県幡多児童相談所 ☎0880-37-3159

地域における見守り活動の充実・強化

- 保健と福祉等が連携した地域での見守り体制整備に取り組む市町村を支援します

H28の
ポイント

妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援

保健・福祉・地域住民等が連携した地域での見守り体制を強化します

- 市町村の子育て世代包括支援センター等と福祉の連携を強化し、妊娠期から乳幼児期までの母子への切れ目のない支援を行います。
- 支援の必要なケースに関係機関が連携して関わり、継続的な支援を行うことで、児童虐待等の未然防止へとつなげます。

子育て世代包括支援センターの設置推進

■子育て世代包括支援センターでは、母子保健事業に関する専門的知識を有する保健師等の専門職（母子保健コーディネーター）を配置し、妊娠期から乳幼児期までの様々なニーズ等に対して、切れ目のない総合的な支援を行います。



児童虐待防止対策コーディネーターの配置

■市町村に児童虐待防止対策コーディネーターを配置することにより、関係機関との調整や、民生児童委員等による地域における子どもの見守り活動を進めていきます。



民生児童委員等による見守り体制

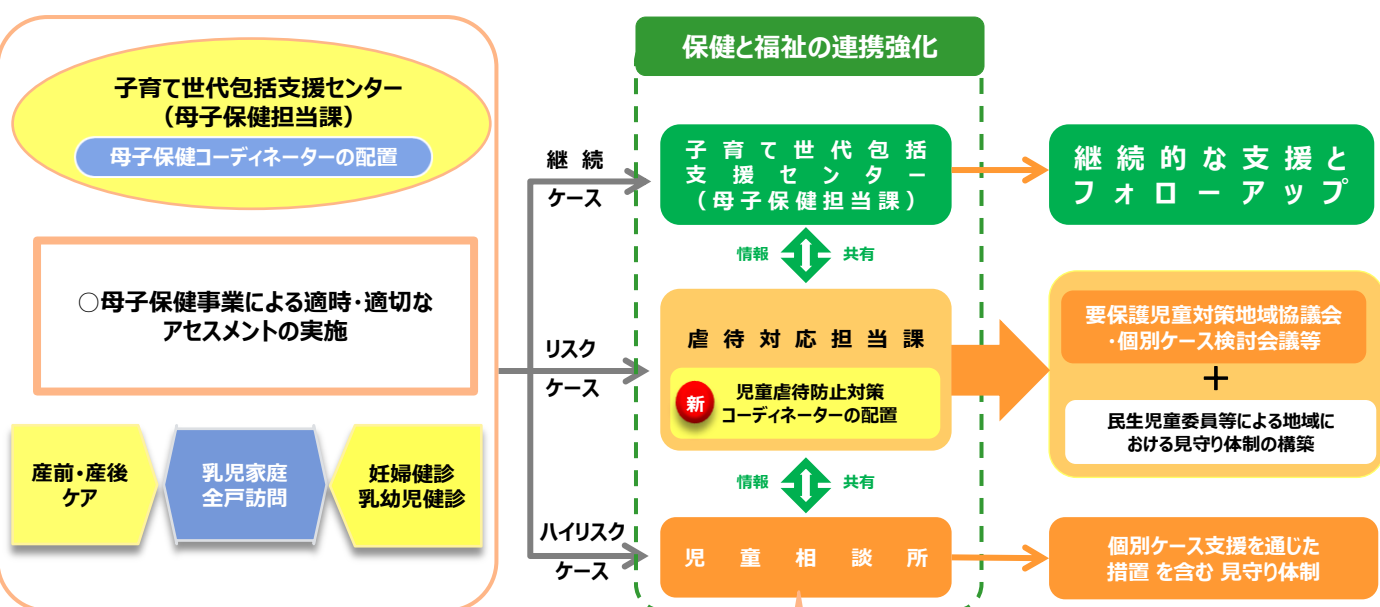
■要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議への参加や、個別ケースに応じた見守り活動を、民生児童委員等にご協力いただきます。



児童相談所の役割強化

■子育て世代包括支援センターや、児童虐待防止対策コーディネーターと連携し、ハイリスクのケースについて、措置も含めた適切な見守り体制を構築していきます。

地域における子どもの見守り連携体制のイメージ



※児童相談所では、職員体制を拡充・強化し、組織マネジメント力の向上など相談支援体制の抜本強化を図るとともに、市町村管理ケースの援助方針等への個別の助言などを通じて各市町村（要保護児童対策地域協議会）への積極的な支援を行います。